令和7年6月24日現在

	T	<u> </u>		
No.	対象書類名 (ページ番号)	質問事項	回答事項	
1	実施要綱 P2	川口市子育で世帯訪問支援事業実施要綱第6条、(1) 家事支援 イ、の中に記載されております「アイロンが け」ですが、弊社は「アイロンがけ」については不可と させて頂いても宜しいのでしょうか。受託の条件に「ア イロンがけ」は必須でしょうか。	アイロンがけは必須ではございません。実施要綱第6条の支援内容及び仕様書1ページ目の4支援内容に記載の事項で、取り扱いがない事項がございましたら、その旨を、様式1-1企画提案書の1支援内容イ実施内容の欄にご記入ください。	
2	仕様書 P1~2	川口市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書(長期継続契約分)6,訪問支援を行う時間数及び回数(2)についてですが、イ、の妊婦の期間に24回(48時間)利用時間満了となった場合で同じ年度内に出産した場合は、次の年度になるまでは利用できないのでしょうか。もしくは、妊婦の期間24回利用した場合で、同一年内でも出産したら新たに24回利用できるのでしょうか。	利用上限時間を48時間として利用決定を受けている利用者が、妊婦の期間中に同一年度内で48時間利用した場合は、原則として次の年度まで利用できません。ただし、多胎児を出産した場合は、多胎児のいる世帯の扱いになりますので、出産後も同一年度内で24時間(多胎児世帯分72時間-利用済分48時間)分の利用が可能です。	
3	実施要綱 P7~8 仕様書 P4	川口市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の別表第1「利用者の負担する額」と川口市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書(長期継続契約分)10、利用者負担額の金額に相違があるのは何故ですか。	相違が出ているのは非課税世帯の利用者負担額と存じます。要綱上、市町村民税非課税世帯については、年度内96時間まで無料、96時間を超えた場合は有料としています。今回公募により委託する予定の事業では、年度内の利用上限時間が48時間又は72時間の利用者を対象とする予定ですので、仕様書上の非課税世帯の利用者負担額は0円で記載しております。	
4	仕様書 P2~P4	川口市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書(長期継続契約分)8、業務内容(5)キャンセルの取り扱い(6)利用者負担額及び実費の徴収ですが、キャンセルが発生した場合のお支払いは、利用者負担額を利用者から徴収すると記載がありますが、利用者負担額が無い利用者は全額と、利用者負担額がある利用者もその差額は市に請求で宜しいのでしょうか。記載が無いので確認です。	キャンセル分のお支払いについては、仕様書の9 委託料(3)キャンセル料の項目に記載しております。 事前キャンセルの場合は、委託料はお支払いいたしません。当日キャンセルの場合は、実施予定の訪問支援を実施した場合と同様の扱いになります。具体的には、利用者負担額のない利用者が当日キャンセルを行った場合は、訪問支援を実施した場合と同額を市から事業者様にお支払いした場合と同額を市から事業者様にお支払いした場合は、利用者から利用者負担額を徴収していただき、市からは委託料として額をお支払いいたします。 ただし、やむを得ない理由により当日キャンセルを行ったと市が認める場合は、利用者自担額分を含めて市が負担額は徴収せず、利用者自担額付き合めてお支払いいたします。	
5	企画提案書 (様式1-1)	企画提案書10部は社名は伏せずに記入して提出で宜しいでしょうか。	社名は伏せずに記入して提出していただいて構いません。	